

裁判員制度1年を経て
再び制度の抜本的な改善を求める声明

- 1 2009年5月21日に裁判員制度が施行されてちょうど1年を迎えた。千葉県内においては、2010年4月末日までに裁判員裁判事件として、169件（155人の被告人）が起訴され、うち54件について第1審判決が言い渡されている。これは全国でもトップクラスの数字である。
- 2 これまで千葉県弁護士会は、2009年1月22日の臨時総会において「裁判員制度の延期を求める決議」を採択し、さらに同年5月22日の定期総会においては「裁判員裁判開始に当たり緊急の見直しを求める」との総会宣言を採択した。
これらは、裁判員制度がこのまま実施されれば、これまで行われてきた刑事裁判以上に、被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害し、誤判とえん罪をもたらす危険性が高くなるとの問題意識に立ったものであった。
具体的には、①裁判員の負担軽減の観点からの争点と証拠の過度の絞り込みが防御権行使の機会の制約となりうること、②検察官手持ち証拠の全面的開示制度の構築と取調べの全面的可視化を認めるべきこと、③公判審理までの被告人の身柄解放について何らの保証もないため、被告人に長期勾留の不利益を課す上、防御準備の機会が制約されたままであること、④公判前整理手続には職業裁判官のみが関与するため、裁判員との情報格差が生じる上、裁判員が必要な法律情報を取得しうる保証がないため、裁判に市民感覚を反映するとの趣旨に反して評議が裁判官主導となる恐れがあること、⑤裁判員に過度の守秘義務が課されているため裁判員裁判の検証が事実上不可能となっており、裁判の適正についての担保の道が閉ざされていること、等を指摘した。
- 3 当会では、裁判員制度施行後も、実際に裁判員裁判を担当した会員からの体験報告研修を複数回実施したほか、裁判員裁判の傍聴活動などを実施して、千葉地裁における裁判員裁判の実態把握及び問題点を検証してきた。
千葉地裁でこれまでに行われた裁判員裁判は、ほとんどがいわゆる自白事件であり、また否認事件でも主として認識などの主觀が争われる事件であり、犯人の同一性や責任能力が問題となるなどの本格的な否認事件ではなかった。そのため、争点の絞り込みや証拠制限等の不都合が結論に大きく影響するような事案は少ないのかもしれない。しかし、本格的な否認事件の審理においては、これらの問題が顕在化するおそれがある上、検察官の回答結果を鵜呑

みにせざるをえない現在の証拠開示制度や取調べの一部録画しかなされない現在の実務では、誤判を招来する危険性が高いものと言える。

また、自白事件であっても、公判開始まで被告人が長期間身柄拘束されている事態は変わらない上、これは従前の裁判制度の際と比して長期化しているといえる。また、連日開廷を実施する裁判員裁判においては弁護人と被告人の綿密な打ち合わせが不可欠であるところ、保釈が認められずこれに困難を來していることも予想通りの事態である。

更に、当会が従前指摘してきた、裁判員と職業裁判官との情報格差の問題、裁判員に対する必要な法律情報の提供保証の問題、罰則付きの守秘義務が課される結果、裁判の適正の検証機会が保証されない問題などは、手つかずのまま残ってしまっている。この間の千葉地裁での判決については、裁判員裁判になってからの重罰化が指摘されているが、これが市民感覚の導入の結果なのか、裁判員裁判の問題点が露呈したものなのかの検証も困難である。

4 裁判員法については「施行から3年後の検証」が予定されているが、上記のような問題点については速やかに見直しに着手すべきである。特に「検証」を可能とするための守秘義務の見直しなど、緊急に必要な措置がとられるべきである。

当会もまた、「検証」の素材を提供するために引き続き裁判員裁判の実務を注視していくとともに、被告人の権利の護り手として裁判員裁判を受ける被告人が不利益を被ることのないよう今後も万全の体制で臨む所存である。

2010年5月20日

千葉県弁護士会会长 市川清文

